

犬山市特別職報酬等審議会次第

日 時：令和5年11月28日（火）

午後5時～7時

場 所：市役所 4階 401会議室

1 あいさつ

2 議 事

(1) 市長、副市長及び教育長の給料並びに市議会議員の報酬の改定について

(2) その他

扶助費の状況について
※扶助費とは生活保護、高齢者・障害者支援などの福祉、医療に係る経費
令和4年度決算
（単位：千円）
令和3年度決算

補助金の状況について

金和3年度決算

(单位·王田)

市名	住民基本 台帳人口 (平成1年1月 現在) ※外国人含む	歳出総額	扶助費	歳出総額 占める扶助 費の割合		順位
				支給額	支給率	
新城市	43,813	24,671,617	3,128,945	12.7%	1	
みよし市	61,485	28,894,956	4,066,753	14.1%	2	
田原市	59,596	30,681,438	4,377,438	14.3%	3	
常滑市	58,452	27,216,226	4,717,599	17.3%	4	
蒲郡市	78,666	38,971,797	7,126,326	18.3%	5	
豊田市	417,221	199,882,435	37,313,322	18.7%	6	
大山市	72,733	28,468,991	5,521,644	19.4%	7	
東海市	113,633	54,020,252	10,890,419	20.2%	8	
半田市	117,747	47,202,119	10,252,318	21.7%	13	
尾張旭市	83,986	28,949,520	6,412,384	22.2%	14	
長久手市	60,985	23,867,737	5,347,112	22.4%	15	
あま市	88,758	39,018,029	8,821,434	22.6%	16	
江南市	99,039	36,201,965	8,233,745	22.7%	17	
清須市	69,172	30,635,591	7,048,391	23.0%	18	
稻沢市	134,281	51,315,890	11,980,109	23.3%	19	
岩倉市	47,821	17,704,846	4,140,441	23.4%	20	
知立市	72,030	24,507,757	5,756,385	23.5%	21	
大府市	92,828	37,065,662	8,821,847	23.8%	22	
知多市	84,002	30,791,481	7,319,226	23.8%	22	
岡崎市	384,422	143,135,806	34,267,664	23.9%	24	
豊川市	186,524	75,619,605	18,112,253	24.0%	25	
豊明市	68,326	26,640,535	6,489,490	24.4%	26	
日進市	93,774	30,683,923	7,481,287	24.4%	26	
小牧市	150,434	60,909,833	15,242,584	25.0%	28	
愛西市	61,618	24,780,063	6,206,758	25.0%	28	
安城市	188,843	72,155,007	18,338,247	25.4%	30	
北名古屋市	86,271	30,336,441	7,742,712	25.5%	31	
瀬戸市	128,122	44,344,699	11,562,867	26.1%	32	
津島市	60,623	24,182,354	6,485,616	26.8%	33	
春日井市	308,937	118,925,365	33,159,969	27.9%	34	
高浜市	49,154	17,356,300	4,902,453	28.2%	35	
一宮市	380,201	139,126,187	39,893,808	28.7%	36	
豊橋市	370,761	138,054,233	41,497,856	30.1%	37	
合計(37市)	4,813,446	1,924,565,632	450,417,794	23.4%		
平均(37市)	130,093	52,015,287	12,173,454	23.4%		

資料1

100

市名	住民基本 台帳人口 (平成1年1月 現在) ※外国人含む	歳出総額	扶助費	歳出総額 占める扶助 費の割合		順位
				歳出	占める	
新城市	44,501	25,166,129	3,670,571	14.6%	1	
みよし市	61,245	30,778,705	5,051,486	16.4%	2	
田原市	60,082	28,465,423	5,108,156	17.9%	3	
常滑市	58,499	28,087,796	5,754,068	20.5%	4	
豊橋市	79,261	38,165,807	8,073,759	21.2%	5	
豊田市	418,284	194,779,488	41,845,717	21.5%	6	
天山市	73,030	29,208,294	6,395,462	21.9%	7	
津濃須市	69,294	31,398,993	7,078,092	22.5%	8	
西尾市	170,868	66,626,590	15,220,397	22.8%	9	
弥富市	44,060	17,768,644	4,117,739	23.2%	10	
碧南市	72,727	33,179,167	7,749,871	23.4%	11	
刈谷市	152,443	64,441,938	15,405,849	23.9%	12	
東海市	114,116	50,729,623	12,534,523	24.7%	13	
半田市	118,535	46,674,303	11,894,792	25.5%	14	
尾張旭市	84,034	28,712,813	7,361,172	25.6%	15	
知多市	84,719	30,761,566	7,901,644	25.7%	16	
岩倉市	47,838	18,561,872	4,858,658	26.2%	17	
知立市	72,087	24,818,751	6,550,047	26.4%	18	
名古屋市	86,203	31,564,319	8,355,922	26.5%	19	
豊明市	68,511	26,735,860	7,106,914	26.6%	20	
小牧市	150,982	61,779,726	16,425,168	26.6%	20	
愛西市	62,112	26,205,573	6,988,022	26.7%	22	
長久手市	60,495	22,275,527	6,011,947	27.0%	23	
江南市	99,696	34,479,102	9,368,900	27.2%	24	
豊川市	186,775	73,643,106	20,075,777	27.3%	25	
安城市	189,334	74,125,257	20,199,735	27.3%	25	
大府市	92,698	36,817,539	10,116,69	27.5%	27	
閔崎市	385,355	140,818,347	38,751,407	27.5%	27	
稻沢市	135,251	49,400,906	13,764,563	27.9%	29	
日進市	93,004	29,744,259	8,310,865	27.9%	29	
津戸市	128,753	46,130,830	12,880,436	27.9%	29	
津島市	60,977	24,942,098	7,090,806	28.4%	32	
あま市	88,885	35,153,727	10,016,569	28.5%	33	
春日井市	309,011	117,530,702	36,320,254	30.9%	34	
一宮市	382,349	141,473,946	44,602,684	31.5%	35	
清須市	49,280	17,229,402	5,485,252	31.8%	36	
豊橋市	372,604	143,308,125	45,717,029	31.9%	37	
計(37市)	4,827,898	1,921,684,253	504,160,622	26.2%		
平均(37市)	130,484	51,937,412	13,625,563	26.2%		

本市（前2回）における改定方法と愛知県内の報酬等改定状況について

①本市における改定額の算出方法(前回改定された年度から本年度までの一般職の官民較差を反映)

役職	現行額	県内順位	改正額	改正後	県内順位
市長	964,000	23位	23,000	987,000	19位
副市長	800,000	20位	19,000	819,000	14位
教育長	710,000	21位	17,000	727,000	14位
議長	527,000	21位	13,000	540,000	17位
副議長	487,000	17位	12,000	499,000	14位
議員	472,000	11位	11,000	483,000	8位

資料2

②本年度の一般職の官民較差を反映

役職	現行額	県内順位	改正額	改正後	県内順位
市長	964,000	23位	9,000	973,000	22位
副市長	800,000	20位	8,000	808,000	19位
教育長	710,000	21位	7,000	717,000	18位
議長	527,000	21位	5,000	532,000	18位
副議長	487,000	17位	5,000	492,000	16位
議員	472,000	11位	5,000	477,000	11位

③最も答申で多い他市の算出方法(本年度の指定職の官民較差を反映)

役職	現行額	県内順位	改正額	改正後	県内順位
市長	964,000	23位	3,000	967,000	22位
副市長	800,000	20位	2,000	802,000	20位
教育長	710,000	21位	2,000	712,000	21位
議長	527,000	21位	2,000	529,000	21位
副議長	487,000	17位	1,000	488,000	17位
議員	472,000	11位	1,000	473,000	11位

※一般職の人事院勧告に伴う民間較差

年度	官民較差	円
H25	0.02	76
H26	0.27	1,090
H27	0.36	1,469
H28	0.17	708
H29	0.15	631
H30	0.16	655
R1	0.09	387
R2	0.00	0
R3	0.00	-19
R4	0.23	921
R5	0.96	3,869
計	2.41	9,787

※愛知県内の市における状況

(1)特別職報酬審議会の開催する市(※現在進行形を含む)

37市のうち、24市で開催

(2)開催する市のうち、答申済みの市

24市のうち、6市で答申済み

※答申済みではないが、引上げの方向3市、据え置きの方向2市と回答あり

(3)答申済みの改定額

+0.3%(1,000円～ 3,000円)

4市

※国の指定職にあわせて

+1.5%(8,000円～14,000円)

1市

+1.19%～+2.75% (4,000円～25,000円)

1市

答申（据置案）

令和5年12月 日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市特別職報酬等審議会
会長 加藤四朗

犬山市特別職の給料及び議員の報酬の額の改定について（答申）

令和5年11月10日付け5犬総第158号で諮問がありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 改定内容について

審議の結果、本市の市長、副市長及び教育長の給料、議員の報酬の月額については、据え置きとする。

2 答申までの経緯

本審議会は、令和5年11月10日付で、市長から「犬山市特別職の給料及び議員の報酬の額の改定について」の諮問を受けた。

現行の額は、平成24年度審議会の答申を受け、平成25年4月1日に改定されたもので、その後、平成28年度審議会で各職とも据え置き、さらに令和元年度、令和3年度審議会でも同様に据え置きの答申がなされてから、概ね2年を経過したため改定の要否について要請されたものである。

本審議会は、市内各団体及び各分野から選任した委員で構成し、関係資料を求めた上で11月10日及び11月28日に会議を行い、幅広い視点で審議を行った。

3 改定に関する社会動向等

(1) 社会情勢

令和2年から現在まで4年近くにわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、日本の社会経済に多大な影響を及ぼした。これに加えて、ウクライナ情勢の長期化、中東地域をめぐる情勢も影響している。

内閣府月例経済報告では、景気全体の判断について、前回の令和3年度審議会の開催時には「新型コロナウイルス感染症の影響により（中略）厳しい状況にある」としていたが、途中「持ち直しの動きがみられる。」となり、令和5年10月現在では「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

（2）犬山市の財政状況

当市のここ数年度の財政状況について、財政力指数は前回開催時の0.91から令和4年度決算時において0.87となり、ほぼ横ばいの状況である。

決算状況により地方自治体としての財政状況は現状では健全と判断するが、今後とも、安定した財政運営をしていくためには、歳入の根幹である市税の增收と不必要的歳出の削減をするとともに、市民サービスの向上に最も効率的な財政運営を行う必要がある。

（3）特別職の報酬等の現状

本市の特別職の報酬月額等については、平成24年度審議会の答申に基づき、平成25年4月から、市長が4,000円（△0.41%）減の964,000円に、副市長が3,000円（△0.37%）減の800,000円に、教育長が3,000円（△0.42%）減の710,000円に、議長が2,000円（△0.38%）減の527,000円に、副議長が2,000円（△0.41%）減の487,000円に、議員が2,000円（△0.42%）減の472,000円に引き下げを行った。

その後の平成28年度審議会、令和元年度審議会、令和3年度審議会では、すべての職について給料・報酬額を据え置く旨の答申がなされたことより、現状上記の月額により支給が行われている。

4 据え置きとした理由

（1）市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長については、市政執行の最高責任者であり、職責は非常に重く、日頃から重圧の中で多くの業務にあたっていることから、その給料月額については、それぞれの職責・業務に応じた給与が適正に支給されるべきである。

本審議会では、経済状況、本市の財政状況を踏まえ、人事院給与勧告及び勧告に基づく一般職の給与改定状況や、県下自治体間の各職の支給額の比較など、さまざまな視点から審議を行った。

本市の市長、副市長及び教育長の給料の水準については、県下各市の状況と比較した場合、概ね中段に位置し（名古屋市を除く県下37市中、市長23位、副市長20位、教育長21位）、県下では高い水準にはない。

市長、副市長及び教育長の給料月額は、平成24年度審議会の答申に基づく給料の引き下げが翌25年度に行われてから現在まで11年間据え置きとなっている。

また、ここ数回の審議会で、「市の財政状況や歳入見込みの改善の状況に応じ、今後改めて市長、副市長及び教育長の給料については引き上げの検討を行うこと」としていた点については、市の財政状況は健全であるものの、横ばいの状況にあり、改善までには至っていないと判断した。

このような状況を踏まえ、委員からは、市民のため積極的に市政に取り組む日頃の姿勢と実績は評価されるべきであり、物価の上昇が見られ、労働者の最低賃金も上がる中、今後の経済が回復していくという流れを先頭に立って示す立場だからこそ、引上げてもよいのではないか、という意見もあった。

しかしながら、ここ最近の物価上昇により、厳しい市民生活の状況を鑑みれば、据え置きとするのが妥当であるとの結論に至った。

(2) 市議会議員の報酬の額について

非常勤の特別職である市議会議員は、行政機能のチェック及び適正化に加え、複雑化、高度化する社会制度と地域の課題解決に、幅広い見識と専門知識がますます求められており、その役割と重責に応じた適正な報酬の支給が必要である。

本市の市議会議員の報酬の水準については、県下各市の状況と比較した場合、議長及び副議長は、ほぼ中段に位置しており決して高い水準にあるとは言えないが、一般議員の報酬は県下で平均を上回っている（名古屋市を除く県下37市中、議長21位、副議長17位、議員11位）。

委員からは、議員の日頃の活動が積極的かつ活発に行われている点を評価する意見があるものの、一般議員の報酬は県下で平均を上回っていることから、引き下げについても検討すべきという意見も出された。

しかしながら、議員定数を20人から18人にしたことで、全議員の年収ベースではほぼ中段に位置していること、また、市長、副市長及び教育長と同じく、日頃の活動内容は先進的な取組みの推進や積極的な情報公開の姿勢などから高く評価すると言った意見もあった。

しかしながら、ここ最近の物価上昇により、厳しい市民生活の状況を鑑みれば、市長、副市長及び教育長と同じく、据え置きとするのが妥当であるとの結論に至った。

答申（引上げ案）

令和5年12月 日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市特別職報酬等審議会
会長 加藤四朗

犬山市特別職の給料及び議員の報酬の額の改定について（答申）

令和5年11月10日付け5犬総第158号で諮問がありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 改定内容について

審議の結果、本市の市長、副市長及び教育長の給料、議員の報酬の月額については、市長967,000円、副市長802,000円、教育長712,000円、議長529,000円、副議長488,000円、議員473,000円とする。

2 答申までの経緯

本審議会は、令和5年11月10日付で、市長から「犬山市特別職の給料及び議員の報酬の額の改定について」の諮問を受けた。

現行の額は、平成24年度審議会の答申を受け、平成25年4月1日に改定されたもので、その後、平成28年度審議会で各職とも据え置き、さらに令和元年度、令和3年度審議会でも同様に据え置きの答申がなされてから、概ね2年を経過したため改定の要否について要請されたものである。

本審議会は、市内各団体及び各分野から選任した委員で構成し、関係資料を求めた上で11月10日及び11月28日に会議を行い、幅広い視点で審議を行った。

3 改定に関する社会動向等

(1) 社会情勢

令和2年から現在まで4年近くにわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、日本の社会経済に多大な影響を及ぼした。これに加えて、ウクライナ情勢の長期化、中東

地域をめぐる情勢も影響している。

内閣府月例経済報告では、景気全体の判断について、前回の令和3年度審議会の開催時には「新型コロナウイルス感染症の影響により（中略）厳しい状況にある」としていたが、途中「持ち直しの動きがみられる。」となり、令和5年10月現在では「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

（2）犬山市の財政状況

当市のここ数年度の財政状況について、財政力指数は前回開催時の0.91から令和4年度決算時において0.87となり、ほぼ横ばいの状況である。

決算状況により地方自治体としての財政状況は現状では健全と判断するが、今後とも、安定した財政運営をしていくためには、歳入の根幹である市税の增收と不必要的歳出の削減をするとともに、市民サービスの向上に最も効率的な財政運営を行う必要がある。

（3）特別職の報酬等の現状

本市の特別職の報酬月額等については、平成24年度審議会の答申に基づき、平成25年4月から、市長が4,000円（△0.41%）減の964,000円に、副市長が3,000円（△0.37%）減の800,000円に、教育長が3,000円（△0.42%）減の710,000円に、議長が2,000円（△0.38%）減の527,000円に、副議長が2,000円（△0.41%）減の487,000円に、議員が2,000円（△0.42%）減の472,000円に引き下げを行った。

その後の平成28年度審議会、令和元年度審議会、令和3年度審議会では、すべての職について給料・報酬額を据え置く旨の答申がなされたことより、現状上記の月額により支給が行われている。

4 引き上げとした理由

（1）市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長については、市政執行の最高責任者であり、職責は非常に重く、日頃から重圧の中で多くの業務にあたっていることから、その給料月額については、それぞれの職責・業務に応じた給与が適正に支給されるべきである。

本審議会では、経済状況、本市の財政状況を踏まえ、人事院給与勧告及び勧告に基づく一般職の給与改定状況や、県下自治体間の各職の支給額の比較など、さまざまな視点から審議を行った。

本市の市長、副市長及び教育長の給料の水準については、県下各市の状況と比較した場合、概ね中段に位置し（名古屋市を除く県下37市中、市長23位、副市長20位、教育

長 21 位)、県下では高い水準にはない。

市長、副市長及び教育長の給料月額は、平成 24 年度審議会の答申に基づく給料の引き下げが翌 25 年度に行われてから現在まで 11 年間据え置きとなっている。

また、ここ数回の審議会で、「市の財政状況や歳入見込みの改善の状況に応じ、今後改めて市長、副市長及び教育長の給料については引き上げの検討を行うこと」としてい点については、市の財政状況は健全であるものの、横ばいの状況にあり、改善までには至っていないと判断した。

このような状況を踏まえ、委員からは、市民のため積極的に市政に取り組む日頃の姿勢と実績は評価されるべきであり、物価の上昇が見られ、労働者の最低賃金も上がる中、今後の経済が回復していくという流れを先頭に立って示す立場だからこそ、引上げてもよいのではないか、という意見もあった。

これを受けて、行政職俸給表(一)の引上げ (0.96%) を踏まえ、今年度の人事院勧告の指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10 級の平均改定率 (0.3%) と同程度を引上げられるため、0.3%程度引き上げるのが妥当であるとの結論に至った。

(2) 市議会議員の報酬の額について

非常勤の特別職である市議会議員は、行政機能のチェック及び適正化に加え、複雑化、高度化する社会制度と地域の課題解決に、幅広い見識と専門知識がますます求められており、その役割と重責に応じた適正な報酬の支給が必要である。

本市の市議会議員の報酬の水準については、県下各市の状況と比較した場合、議長及び副議長は、ほぼ中段に位置しており決して高い水準にあるとは言えないが、一般議員の報酬は県下で平均を上回っている（名古屋市を除く県下 37 市中、議長 21 位、副議長 17 位、議員 11 位）。

委員からは、議員の日頃の活動が積極的かつ活発に行われている点を評価する意見があるものの、一般議員の報酬は県下で平均を上回っていることから、引き下げについても検討すべきという意見も出された。

しかしながら、議員定数を 20 人から 18 人にしたことで、全議員の年収ベースではほぼ中段に位置していること、また、市長、副市長及び教育長と同じく、日頃の活動内容は先進的な取組みの推進や積極的な情報公開の姿勢などから高く評価すると言った意見もあった。

これを受けて、議長、副議長、議員は、行政職俸給表(一)の引上げ (0.96%) を踏まえ、今年度の人事院勧告の指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10 級の平均改定率 (0.3%) と同程度を引上げられるため、0.3%程度引き上げるのが妥当であるとの結論に至った。